



県 章

滋賀県公報

平成 18 年 (2006 年)
7 月 25 日
号 外
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

監 査 委 員 公 告	
監査の結果に関する報告の公表公告	1

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 4 項の規定に基づき執行した平成 17 年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 18 年 7 月 25 日

滋賀県監査委員	上 田 彰
"	三 宅 忠 義
"	柊 勝 次
"	中 森 武

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
南部振興局 (総務振興部・地域健康福祉部・環境農政部) (建設管理部)	平成 18 年 5 月 18 日・5 月 19 日・7 月 12 日 平成 18 年 6 月 6 日
南部振興局甲賀県事務所 (総務出納課・税務課・地域健康福祉部・環境農政部) (建設管理部)	平成 18 年 5 月 22 日・5 月 23 日・7 月 12 日 平成 18 年 6 月 9 日
東近江地域振興局 (総務振興部・地域健康福祉部・環境農政部) (建設管理部)	平成 18 年 6 月 1 日・6 月 2 日・7 月 12 日 平成 18 年 6 月 6 日
湖東地域振興局 (総務振興部・地域健康福祉部・環境農政部) (建設管理部)	平成 18 年 5 月 18 日・5 月 19 日・7 月 12 日 平成 18 年 6 月 8 日
湖北地域振興局 (総務振興部・地域健康福祉部・環境農政部) (長浜建設管理部) (木之本建設管理部)	平成 18 年 5 月 15 日・5 月 16 日・7 月 12 日 平成 18 年 6 月 5 日 平成 18 年 6 月 8 日
高島県事務所 (総務出納課・税務課・地域健康福祉部・環境農政部) (建設管理部)	平成 18 年 6 月 1 日・6 月 2 日・7 月 12 日 平成 18 年 6 月 5 日
東京事務所	平成 18 年 5 月 29 日

大津県税事務所
自動車税事務所
大津健康福祉センター
大津土木事務所

平成18年5月25日・7月12日
平成18年5月25日・7月12日
平成18年5月24日
平成18年6月9日

(注) 平成18年7月12日の監査執行は書面監査による。

2 監査の結果

(1) 指摘事項

南部振興局

砂防事業の実施に関連し、組織としての意思決定を経ずに森林整備を発注するなど不適正な事務処理が行われ、また、組織的な対応が適切に行われなかったことにより、当該森林整備費用が未払いとなり、1,501,920円の損害賠償が行われている事例が認められたので、今後はかかる事態が生じないように、適切な事務処理体制に留意するとともに、関係法令等に基づく厳格かつ適正な事務の執行に努められたい。(甲賀県事務所建設管理部)

東近江地域振興局

河湖占用料等については、収納に努力されているものの、平成18年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,043,413円増加し、2,055,225円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(建設管理部)

湖北地域振興局

河湖占用料については、収納に努力されているものの、平成18年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ156,340円増加し、662,189円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(長浜建設管理部)

高島県事務所

生活保護費返還金については、回収に努力されているものの、平成18年3月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ886,405円増加し、891,405円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(地域健康福祉部)

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

(ア) 収入関係 (17件)

- ・ 調定額を誤っているもの (湖東地域振興局 (建設管理部))
- ・ 収納が遅延しているもの (南部振興局 (甲賀県事務所建設管理部))
- ・ 証紙による収入事務が適正でないもの (高島県事務所 (建設管理部))
- ・ 県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等について収入未済の解消を求めるもの
(南部振興局 (税務課、地域健康福祉部、甲賀県事務所税務課)、東近江地域振興局 (税務課)、湖東地域振興局 (税務課、地域健康福祉部、建設管理部)、湖北地域振興局 (税務課、地域健康福祉部)、高島県事務所 (税務課、建設管理部)、大津県税事務所、自動車税事務所、大津土木事務所)

(イ) 支出関係 (12件)

- ・ 補助金等に係る精算・確認等が適正に処理されていないもの
(湖北地域振興局 (農産普及課)、高島県事務所 (農産普及課))
- ・ 補助金等に係る手続が適正でないもの (湖北地域振興局 (地域健康福祉部))
- ・ 諸手当の支給を誤っているもの
(南部振興局 (甲賀県事務所総務出納課)、東近江地域振興局 (総務出納課、田園振興第二課)、湖東地域振興局 (総務出納課、地域健康福祉部)、湖北地域振興局 (総務出納課)、高島県事務所 (総務出納課)、大津県税事務所、大津土木事務所)

(ウ) 契約関係 (6件)

- ・設計積算を誤っているもの
(南部振興局(建設管理部)、東近江地域振興局(総務出納課)、湖北地域振興局(長浜建設管理部))
- ・予定価格書が適正に作成されていないもの(湖北地域振興局(総務出納課))
- ・随意契約による場合の限度額の適用を誤っているもの(湖北地域振興局(総務出納課))
- ・検査・検収が適正でないもの(湖北地域振興局(長浜建設管理部))

(エ)財産関係(11件)

- ・交通事故等の防止を求めたもの
(南部振興局(地域振興課、甲賀県事務所建設管理部)、東近江地域振興局(地域健康福祉部、建設管理部)、湖北地域振興局(地域健康福祉部、森林整備課、農産普及課)、高島県事務所(地域健康福祉部)、大津土木事務所)
- ・その他財産等の管理が適正でないもの
(湖北地域振興局(田園振興課、長浜建設管理部))

(3)上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成18年5月15日から6月9日までおよび7月12日に実施した10機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 淡海エコフォスター事業について(各振興局等環境課(環境森林整備課))

県が管理する公共的場所の美化および保全のため、県民、事業者等が当該場所を愛情と責任を持ってボランティアで美化清掃を行っていく淡海エコフォスター制度が平成12年度に創設され、平成15年度から参加団体の確保を組織目標に位置づけ取り組まれた結果、平成17年度末で活動団体数は406団体に達している。

今後も環境美化意識の高揚を図るため、参加団体数や実施区域の拡大を図るとともに、その活動状況を的確に把握するなど地域に根ざした環境美化活動に発展するよう努められたい。

(2) 特定鳥獣保護管理計画等に基づく有害鳥獣対策について(南部振興局甲賀県事務所森林整備課、東近江地域振興局森林整備課、高島県事務所環境森林整備課)

有害鳥獣対策については、防護柵の設置あるいは駆除等により取り組みが進められているが、依然として多くの被害が発生している状況にある。

今後もこのような状況が続けば、農林業さらには日常生活にも深刻な影響を及ぼすことも予想されることから、特定鳥獣保護管理計画等に基づき、適正な個体数管理や被害防除の実施等対策を講じるとともに、狩猟者の育成・確保も含め、各地域での総合的な対策の推進に努められたい。

(3) 新エネルギー木質バイオマス活用推進事業について(湖東地域振興局森林整備課)

木質バイオマス利用の普及を推進するため、身近に使える滋賀県産ペレットストーブの開発や木質バイオマスエネルギー利用の普及方法等の検討をしているが、ペレットストーブ普及機の製作や地域の未利用木質資源のペレット化、さらには供給体制の確立など実用化に向けた取り組みを効率的に進め、効果的な事業となるよう努められたい。

